

# 自立更生計画書(被災時)

(宛先)松山市福祉事務所長

令和 年 月 日

## 1. 被災の状況

(1)被災によって亡くなられた方あるいは行方が分からなくなった方 \_\_\_\_\_人

(2)住宅の状況 全壊・半壊

(3)被災による避難・屋内退避の有無 有・無

## 2. 給付及び自立更生に充てられる費用の状況について

給付されたもの		自立更生に充てられる費用(単位:万円)	
義援金	万円	①【生活用品・家具】	
災害弔慰金	万円		
被災者生活再建支援金	万円		
その他支援金等	万円		
愛媛県見舞金	万円	②【家電】	
松山市見舞金	万円		
その他見舞金等	万円		
	万円	③【生業・教育】	
小計 ①	万円		
貸付けを受けたもの			
災害援護資金	万円	④【住宅(建築・補修)】	
	万円		
その他の貸付金	万円		
	万円		
	万円		
	万円	⑤【その他】	
小計 ②	万円		
合計 ①+②	万円	合計 ①+②+③+④+⑤	万円

上記のとおり、被災に係る義援金等の給付金及び貸付金を自立更生のために使用します。

住所

氏名(世帯代表者)

①生活用具・家具	
	什器
	衣服・布団
	食器棚
	テーブル・椅子
	たんす
	ガステーブル
	その他
②家電	
	テレビ
	冷蔵庫
	洗濯機
	炊飯器
	電子レンジ・オーブントースター
	冷暖房用器具
	通信機器(携帯電話・固定電話・パソコン・プリンター・ファクシミリ等)
	その他
③生業・教育	
	事業用施設の設備に係るもの(施設の補修・事業用機器の購入等)
	技能習得に係るもの
	就学等に係るもの(学習図書、運動用具等、学習塾、珠算課外学習等)
	制服・通学用カバン・通学用自転車・靴等
	文房具等
	その他
④住宅	
	補修
	建築
	配電設備・上下水道設備の新設・補修
	その他
⑤その他	
	結婚費用(寡婦福祉資金の結婚資金の貸付限度額相当)
	墓石、仏壇、法事等弔意に要する経費
	通院、通所及び通学等のために保有を容認された自動車の維持に要する経費
	その他(生活基盤整備に必要なもの)